

豊中市キッズフェスタ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市における幼児教育・保育の振興を図るため、キッズフェスタ補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、子育て支援の一環として、子育てを楽しめるような機会とし、関係機関と連携してこども園や幼児教育・子育て全般に係る情報を提供し、就学前の幼児のすこやかな成長に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、一般財団法人豊中こども財団が実施する事業のうち、次に掲げる要件に対して交付するものとする。

- (1) キッズフェスタは、幼児教育の振興と子育て支援の一環として、子育てを楽しめるような機会とし、関係機関と連携して幼稚園や幼児教育・子育て全般に係る情報を提供する事業である。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に係る直接事業費並びに当該事業に関する事務費に相当する額を限度に予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申込み)

第4条 補助金の交付を申込もうとする者は、次に掲げる書類を添えて、豊中市キッズフェスタ事業補助金交付申込書（様式第1号）を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を当該申込者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付決定をしたときはその内容及び理由を当該申込者に対し補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、第5条の規定による概算額を前条の規定による請求後に交付するものとする。

(交付決定の変更等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更交付の申込み)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第4条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第5号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

(交付変更の決定)

第11条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定をするものとする。

(変更交付決定の通知)

第12条 市長は、前条の補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第7号）を3月末までに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還することができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(仕入控除)

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第9号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(施行細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。